

インターネットでの情報提供	
情報提供	9月12日

平成30年9月12日(水) 多治見市政記者クラブ 配布資料			
担当係	岐阜県立多治見病院 事務局企画財務企画担当	担当者	田中宏佳
電話	22-5311(内線2208)	FAX	25-1246

医療事故に関する和解の成立について

当院において平成29年4月11日に発生しました医療事故死亡事案に関する損害賠償請求訴訟について、名古屋地方裁判所が示した和解案を受け入れ、このほどご遺族との和解が成立しましたのでお知らせいたします。

記

1 事故概要

治療を目的に当院へ転院した女性(70歳代)が、手術後の経過中、意識レベルが低下した状態において、輸液ルートの接続が外れたことにより多量出血をきたし、生体モニターのアラームに対応せず、心肺停止の状態で見出され、死亡に至ったもの。

2 訴訟等の経緯

平成30年3月 ご遺族より代理人弁護士を通じて病院へ損害賠償請求
同月 病院は100万円までの損害賠償に応じるとした上で、賠償請求額の再考をご遺族の代理人弁護士へ依頼
4月 名古屋地方裁判所へ総額約3,878万円の損害賠償請求を提訴
7月 同地裁から和解案提示
9月 和解成立

3 和解相手

ご遺族(ご長男)

4 和解金額

1,700万円

5 院長コメント

改めてご遺族へ深くお詫び申し上げます。今後、同様の医療事故を発生させないため、医療器具の見直し、必要なマニュアル類の整備、組織体制の整備、職員の教育等の再発防止策を病院全体で着実に実施できるよう取り組んでまいります。